

社会福祉法人佛子園定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(ア) 障害児入所施設の設置経営

(イ) 指定障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 障害児通所支援事業の経営

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ウ) 老人デイサービスセンターの経営

(エ) 一般相談支援事業の経営

(オ) 特定相談支援事業の経営

(カ) 障害児相談支援事業の経営

(キ) 移動支援事業の経営

(ク) 老人居宅介護等事業の経営

(ケ) 放課後児童健全育成事業の経営

(コ) 小規模保育事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は社会福祉法人佛子園という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を石川県白山市北安田町548-2に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員1名が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第 7 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員の報酬は、支給しない。ただし、評議員会等への出席に要する交通費等の実費相当費用を支給する。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 10 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(権限)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(召集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会の召集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員 及 び 職 員

（役員の数）

第16条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 4 前項の専務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第17条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員資格）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財務の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給額を評議員会の決議に基づき支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に職員を置く

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 顧 問

(顧問)

第25条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、法人業務について、理事長の諮問に応える。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事、常務理事の選定及び解職

(召集)

第28条 理事会は理事長が召集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を召集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産および公益事業用の3種とする。

- 2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

番号	用途	所在等	地目・構造	延べ床面積 (平方メートル)
(1)	本部用地	石川県白山市北安田町547番2	宅地	150.53
(2)	本部用地	石川県白山市北安田町548番1	宅地	381.12
(3)	本部用地	石川県白山市北安田町548番2	宅地	817.38
(4)	本部用地	石川県白山市北安田町548番3	宅地	795.60
(5)	本部用地	石川県白山市北安田町548番4	宅地	545.60
(6)	本部用地	石川県白山市北安田町549番1	宅地	448.18
(7)	本部用地	石川県白山市北安田町549番18	公衆用道路	232.00
(8)	本部用地	石川県白山市北安田町549番19	宅地	74.26
(9)	GHアミーゴ用地	石川県白山市北安田町550番地14	宅地	198.41
(10)	GHアミーゴ	石川県白山市北安田町550番地14 (家屋番号550番14)	木造かわらぶき 2階建	1階98.83 2階59.37
(11)	本部用地	石川県白山市北安田町549番11	宅地	3.19
(12)	本部用地	石川県白山市北安田町549番16	宅地	39.21
(13)	本部用地	石川県白山市北安田町549番13	宅地	14.18
(14)	本部用地	石川県白山市北安田町549番3	宅地	1.18
(15)	本部用地	石川県白山市北安田町549番21	宅地	18.87
(16)	本部用地	石川県白山市北安田町547番1	学校用地	1,846.00
(17)	本部用地	石川県白山市北安田町546番2	宅地	205.63
(18)	本部用地(駐車場)	石川県白山市北安田町967番1	雑種地	456.00
(19)	本部用地(駐車場)	石川県白山市北安田町519番2	宅地	231.48
(20)	本部用地(駐車場)	石川県白山市北安田町519番4	宅地	11.06
(21)	本部建物(三草二木 行善寺・講堂)	白山市北安田町547番地1、 546番地2、547番地2、548番地1 (家屋番号547番1)	鉄骨・鉄筋コンク リート造かわら・合 金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階1,533.85 2階912.43
(22)	星が岡牧場用地	石川県能美市和気町ヤ4番5	原野	2,145.00
(23)	星が岡牧場建物	石川県能美市和気町ヤ4番地5、 4番地7、4番地8、70番地2 (家屋番号4番7)	鉄骨造り鋼板葺 2階建	1階1,325.56 2階717.63
(24)	星が岡牧場用地	石川県能美市和気町ヤ4番7	原野	1,379.00
(25)	星が岡牧場用地	石川県能美市和気町ヤ4番8	原野	710.00
(26)	星が岡牧場用地	石川県能美市和気町ヤ70番2	山林	525.00
(27)	GH Beans用地	石川県能美市緑が丘7丁目35番	宅地	236.17
(28)	GH Beans建物	石川県能美市緑が丘7丁目35番地 (家屋番号35番)	木造瓦葺2階建	1階85.30 2階26.49
(29)	星が岡牧場建物 グリル星が岡	石川県能美市和気町ヤ4番地5 (家屋番号4番5の1)	木造スレート・ 合金メッキ鋼板葺 2階建	1階120.94 2階69.63
(30)	星が岡牧場建物 ログハウス	石川県能美市和気町ヤ4番地5、 70番地2 (家屋番号4番5の2)	木造亜鉛メッキ 鋼板葺2階建	1階56.00 2階29.73
(31)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁92番	宅地	14,890.16
(32)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字 13番	宅地	2,192.40
(33)	日本海倶楽部 建物	石川県鳳珠郡能登町字立壁92番 地、石川県鳳珠郡能登町字立壁 5字13番地 (家屋番号92番)	鉄骨造ルーフィ ング葺 平家建	1554.51
	日本海倶楽部 建物	同附属建物符号1	コンクリートブ ロック造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	37.50
	日本海倶楽部 建物	同附属建物符号2	木造スレート葺 平家建	372.72
	日本海倶楽部 建物	同附属建物符号3	木造スレート葺 平家建	195.12

	日本海倶楽部 建物	同附属建物符号4	木造スレート葺 2階建	1階137.04 2階99.24
	日本海倶楽部 建物	同附属建物符号5	鉄骨造スレート葺 2階建	1階454.82 2階234.18
	日本海倶楽部 建物	同附属建物符号6	木造亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建	18.29
	日本海倶楽部 建物	同附属建物符号7	木造スレート葺 平家建	6.79
(34)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字1番	公園	148.00
(35)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字2番	公園	1,262.00
(36)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字10番	公園	462.00
(37)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字12番1	公園	592.00
(38)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字12番3	公園	75.00
(39)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字12番5	公園	76.00
(40)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字14番	公園	489.00
(41)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字53番1	公園	29.00
(42)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字55番	公園	351.00
(43)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字58番	公園	1,075.00
(44)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字62番	公園	121.00
(45)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字68番	公園	1,732.00
(46)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字69番1	公園	23.00
(47)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字75番1	公園	25.00
(48)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字76番	公園	313.00
(49)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字79番	公園	2,681.00
(50)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字83番	公園	330.00
(51)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字84番	公園	148.00
(52)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字95番	公園	304.00
(53)	三草二木 西圓寺用地	石川県小松市野田町丁67番	宅地	581.00
(54)	三草二木 西圓寺用地	石川県小松市野田町丁68番	宅地	114.34
	三草二木 西圓寺建物	石川県小松市野田町丁68番地、67番地（家屋番号68番）	木造かわらぶき 2階建	1階467.37 2階62.93
	三草二木 西圓寺建物	同附属建物符号1	土蔵・木造かわらぶき平家建	34.75
	三草二木 西圓寺建物	同附属建物符号2	木造かわらぶき平家建	6.00
(55)	キッズベランダBe用地	石川県金沢市高尾一丁目29番	田	379.00
(56)	キッズベランダBe用地	石川県金沢市高尾一丁目26番1	宅地	432.68
(57)	キッズベランダBe用地	石川県金沢市高尾一丁目27番1	宅地	448.00

	キッズベランダBe 建物	石川県金沢市高尾1丁目27番地1 (家屋番号27番1)	木造かわらぶき 平家建	30.00
(58)	キッズベランダBe 建物	石川県金沢市高尾1丁目26番地1、 26番地3、29番地 (家屋番号26番1)	木造かわらぶき 平家建	103.50
(59)	キッズベランダBe用地	石川県金沢市高尾一丁目28番	宅地	383.00
(60)	キッズベランダBe用地	石川県金沢市高尾一丁目26番3	宅地	50.76
(61)	エイブルベランダBe 用地	石川県金沢市三馬一丁目369番	宅地	203.00
(62)	エイブルベランダBe 用地	石川県金沢市三馬一丁目368番	宅地	164.00
(63)	エイブルベランダBe 建物	石川県金沢市三馬一丁目369番 地、368番地 (家屋番号369番)	鉄骨造陸屋根 2階建	1階190.33 2階93.19
(64)	日本海倶楽部 ザ・ファーム用地	石川県鳳珠郡能登町字白丸66番1	畑	966.00
(65)	日本海倶楽部 ザ・ファーム用地	石川県鳳珠郡能登町字白丸66番2	宅地	198.47
(66)	日本海倶楽部 ザ・ファーム	石川県鳳珠郡能登町字白丸66番 地2、66番地1(家屋番号66番2)	木造かわらぶき 平家建	97.00
(67)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ103番13	宅地	932.27
(68)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ104番1	宅地	1,575.22
(69)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ104番25	宅地	5,633.74
(70)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ104番26	宅地	3,951.99
(71)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ104番22	宅地	1,615.97
(72)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上の里二丁目 207番	宅地	248.76
(73)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町フ30番	宅地	33.05
(74)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町フ31番	宅地	337.19
(75)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヌ1番5	宅地	311.91
(76)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヌ94番3	宅地	231.29
(77)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町リ301番	宅地	29.75
(78)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヲ76番1	宅地	7,128.24
(79)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヲ76番13	宅地	3,434.15
(80)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヲ76番15	宅地	7,420.45
(81)	Share金沢 E-3、E-4、 E-5(S-ステーション)	石川県金沢市田上町ヲ76番地13 (家屋番号76番13の2)	木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	161.15
(82)	Share金沢 M-1(児童入所)	石川県金沢市田上町ヲ76番地1 (家屋番号76番1の2)	木造スレートぶき 2階建	1階 173. 50 2階 142. 82
(83)	Share金沢 M-12(児童入所)	石川県金沢市田上町ヲ76番地1 (家屋番号76番1の1)	木造スレートぶき 2階建	1階 178. 05 2階 111. 13
(84)	Share金沢 E-1、 E-2(児童入所)	石川県金沢市田上町ヲ76番地13 (家屋番号76番13の1)	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき2階建	1階 386. 91 2階 461. 97
(85)	Share金沢 E-6(S-ベランダ)	石川県金沢市田上町ヲ76番地13 (家屋番号76番13の3)	木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	197.80
(86)	Share金沢 E-10 (S-スタジアム倉庫)	石川県金沢市若松町セ104番地25 (家屋番号104番25の1)	木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	49.63
(87)	Shera金沢 S-1 (本館)	石川県金沢市田上町ヲ76番地1 (家屋番号76番1の6)	木造合金メッキ 鋼板ぶき2階建	1階 1362. 22 2階 238. 07
(88)	Share金沢 アルパカ畜舎	石川県金沢市田上町ヲ76番地15 (家屋番号76番15の2)	木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	15.00
(89)	GHカーム用地	石川県能美市緑が丘九丁目102番	宅地	226.19
(90)	GHライトハウス用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 1番13	雑種地	126.00
	GHライトハウス用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 6番6	田	140.00

(91)	GHライトハウス建物	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字1番地13、6番地6 (家屋番号6番6)	木造合金メッキ 鋼板ぶき2階建	1階 98.87 2階 35.80
(92)	GHハーベスト用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字1番7	雑種地	224.00
(93)	GHハーベスト建物	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字1番地7 (家屋番号1番7)	木造合金メッキ 鋼板ぶき	1階99.49 2階37.53
(94)	GHシーポート用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字1番11	雑種地	246.56
	GHシーポート用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字6番1	田	51.00
	GHシーポート用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字6番5	田	10.00
(95)	GHシーポート建物	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字1番地11、6番地1、6番地5 (家屋番号1番11)	木造合金メッキ 鋼板ぶき2階建	1階 90.49 2階 48.28
(96)	GHルース用地	石川県白山市中成二丁目258番	宅地	243.00
(97)	GHルース建物	石川県白山市中成二丁目258番 (家屋番号258番)	木造かわらぶき 2階建	1階 108.46 2階 55.06
(98)	GHアイレ用地	石川県白山市成町374番1	宅地	259.62
(99)	GHアイレ建物	石川県白山市成町374番地1 (家屋番号374番1)	木造かわらぶき 2階建	1階 99.96 2階 58.96
(100)	GHシエロ用地	石川県白山市中成一丁目368番	宅地	234.5
(101)	GHシエロ建物	石川県白山市中成一丁目368番地 (家屋番号368番)	木造瓦葺2階建	1階 69.37 2階 47.77
(102)	GHパシオン用地	石川県白山市中成一丁目317番	宅地	198.44
(103)	GHパシオン建物	石川県白山市中成一丁目317番地 (家屋番号317番)	木造瓦葺2階建	1階 90.24 2階 63.73
(104)	GHラオラ用地	石川県白山市中成一丁目386番2	宅地	198.00
(105)	GHラオラ建物	石川県白山市成町386番地2 (家屋番号386番2)	木造瓦葺2階建	1階 109.59 2階 74.94
(106)	GHティエラ建物	石川県白山市長屋町ホ19番地2 (家屋番号19番2)	木造かわらぶき 平家建	198.66
(107)	GH Bloom用地	石川県能美市緑が丘二丁目36番	宅地	240.03
(108)	GH Bloom建物	石川県能美市緑が丘二丁目36番地 (家屋番号36番)	軽量鉄骨造 スレート葺2階建	1階 71.48 2階 71.48
(109)	GH Ease用地	石川県能美市緑が丘一丁目120番	宅地	308.82
(110)	GH Ease建物	石川県能美市緑が丘一丁目 120番地 (家屋番号120番)	木造かわらぶき 2階建	1階 115.06 2階 64.86
(111)	GHフェリス用地	石川県白山市中成二丁目176番1	宅地	200.1
(112)	エイブルバランダBe	金沢市三馬一丁目 367 番地	宅地	206.0
(113)	本部用地(駐車場)	石川県白山市北安田町 501 番 1	同上	702.0
(114)	GHリアン建物	金沢市田上の里 2 丁目 207 番地	木造かわらぶき 2階建	167.42
(115)	GHエビータ用地	白山市北安田町 549 番 22	宅地	43.53
(116)	GHエビータ用地	石川県白山市蕪城 1 丁目 8 番地 10	同上	205.01
(117)	GH WISH 用地	石川県鳳珠郡能登町字松波 10 字 33 番地 1	同上	469.00
(118)	輪島 KABULET GHアサンテ用地	石川県輪島市河井町式 4 部 1-3、 1-11、1-12	同上	173.11
(119)	輪島 KABULET ショートステイ用地	石川県輪島市河井町式部 187 番地 1	同上	61.07

(120)	三草二木西圓寺 就労継続支援 A 型施設 用地	石川県小松市野田町丁 65 番、66 番	同上	989.01
(121)	本部用地(駐車場)	石川県白山市北安田町 965 番 1	農地	1238.00
(122)	三草二木西圓寺 (駐車場)	石川県小松市野田町丁 94 番	農地	287.00
(123)	輪島 KABULET 高齢者デイサービス 施設用地	石川県輪島市河井町式部210番	宅地	99.17
(124)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継続支 援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部203番	宅地	142.14
(125)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継続支 援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部204番	宅地	142.14
(126)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継続支 援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部208番	宅地	128.92
(127)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継続支 援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部209番1	宅地	69.42
(128)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継続支 援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部209番2	宅地	66.11
(129)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継続支 援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部207番1	宅地	95.86
(130)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継続支 援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部207番3	宅地	33.05
(131)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継続支 援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部206番1	宅地	95.86
(132)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字93番8	宅地	211.70
(133)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字95番1	宅地	274.64
(134)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字100番1	宅地	39.16
(135)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字99番13	宅地	46.31
(136)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字96番3	宅地	132.26
(137)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字98番1	宅地	1.87
(138)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字98番3	宅地	6.29
(139)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字48番1	宅地	118.34
(140)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字47番5	宅地	162.90
(141)	輪島 KABULET ウェルネス施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部223番	宅地	170.73
(142)	輪島 KABULET ウェルネス施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町式部222番3	宅地	72.72

(143)	輪島 KABULET ウェルネス施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町貳部293番2	宅地	3.30
(144)	輪島 KABULET ウェルネス施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町貳部1番28	宅地	10.38
(145)	輪島 KABULET ウェルネス施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町貳部1番15	宅地	44.13
(146)	輪島 KABULET 育児支援施設	石川県輪島市河井町貳部220番	宅地	211.57
(147)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市河井町貳部 90 番1	宅地	433.31
(148)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市河井町貳部 91 番1	宅地	160.06
(149)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市河井町貳部 92 番3	宅地	5.55
(150)	本部建物 (本部+B's+温室)	白山市北安田町548番地2、 548番地3、548番地4、549番地1	鉄筋コンクリート 造かわら・合金 メッキ鋼板ぶき 2階建	1266.48
				876.33
(151)	日本海倶楽部 ザ・ファーム 食品加工センター	石川県鳳珠郡能登町字白丸 66番地1	木造瓦葺 2階建	213.75
(152)	三草二木 西圓寺ウェル ネス建物	石川県小松市野田町丁65番地 家屋番号65番1、65番2	木造+鉄骨造 2階建	441.71
(153)	GHカーム	石川県能美市緑が丘9丁目102 番地	木造瓦葺 2階建	167.43
(154)	GHエビータ	石川県白山市蕪城1丁目8番10	木造瓦葺 2階建	154.72
(155)	輪島 KABULET GHアサンテ	石川県輪島市河井町貳部1-3、 1-12	木造瓦葺 2階建	165.69
(156)	GH WISH	石川県鳳珠郡能登町字松波老○字 33-1	木造瓦葺 2階建	187.13
(157)	輪島 KABULET ショートステイ建物	石川県輪島市河井町貳部187-1	木造瓦葺 2階建	78.33
(158)	星が岡牧場 能美新グループホーム 用地	石川県能美市緑が丘八丁目 135番地	宅地	352.71
(159)	三草二木西圓寺 グループホーム用地	石川県小松市あけぼの町 12 番	宅地	387.00
(160)	輪島 KABULET 育児支援施設	石川県輪島市河井町貳部 296 番	宅地	14.04
(161)	輪島 KABULET 育児支援施設	石川県輪島市河井町貳部1番 18	宅地	60.29
(162)	うめのや BULLET (就労継続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町五部 256 番	宅地	184.46
(163)	うめのや BULLET (就労継続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町五部 255 番	宅地	35.70
(164)	うめのや BULLET (就労継続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町五部 254 番	宅地	357.02
(165)	うめのや BULLET (利用者駐車場)	石川県輪島市河井町五部 244 番1	宅地	255.03
(166)	うめのや BULLET (就労継続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町五部 254 番地	木・土蔵造瓦葺 2階建	358.16

- 3 その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

- 第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、石川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、石川県知事の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。

(資産の管理)

- 第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第34条 この法人の事業計画書、収支計算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事業所及び従たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第39条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第 8 章 公 益 を 目 的 と す る 事 業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業
- (2) 診療所及び医療施設の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 9 章 国 内 災 害 支 援

(国内災害支援)

第41条 日本国内において地震、津波、台風などの自然災害が新たに発生した場合、被災した福祉施設および利用者に対し、人的物的支援を行う。またその他必要とされる支援を行う。

第 10 章 国 際 協 力

(国際協力)

第42条 世界各国から広く学び福祉の実践に活かすため、姉妹施設等諸外国の個人、団体との人事交流・国際交流を行う。

第 11 章 解 散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第 12 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、石川県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

第 13 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人佛子園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事	雄 谷 律
理事	鈴 木 雄 市
理事	雄 谷 本 英
理事	津 田 美 智
理事	今 越 教 成
監事	西 村 他 見
監事	林 甫

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

(第1条の「小規模保育事業の経営」の追加及び第29条の基本財産の追加に係る変更は認可日から施行する。)

附則

この定款は、平成29年度第2回評議員会（平成30年3月26日開催）の議決を経て、平成30年4月1日より施行する。

附則

この定款は、平成30年度第1回評議員会（平成30年6月19日開催）の議決を経て、平成30年6月19日より施行する。